



# 島根県報

平成24年12月21日（金）  
号外 第 176 号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

**【病院局規程】**

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正 2

**【教委規則】**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 3

**【人委規則】**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 3

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 3

**公布された条例等のあらまし****◇技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第96号）**

## 1 規則の概要

給料表を改正することとした。（別表第1関係）

## 2 施行期日等

公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用することとした。

**規 則**

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第96号**

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「100分の98.37」を「100分の99.82」に改める。

**附 則**

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成24年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて、平成24年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

**島 根 県 病 院 局 管 理 規 程****島根県病院局管理規程第12号**

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月21日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表第1、別表第2のイ及びウの表並びに別表第3の備考2並びに別表第10のアからウまでの表の備考中「100分の98.37」を「100分の99.82」に改める。

**附 則**

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成24年12月21日から施行し、この規程による改正後の島根県病院局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成24年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この規程による改正前の島根県病院局職員の給与に関する規程の規定に基づいて、平成24年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**教 育 委 員 会 規 則**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

島根県教育委員会委員長 山 本 弘 正

#### 島根県教育委員会規則第12号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第9の3備考中「100分の98.37」を「100分の99.82」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第23号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表、イの表、エの表及びオの表の備考中「100分の98.37」を「100分の99.82」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

---

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第24号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第11の2備考中「100分の98.37」を「100分の99.82」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

---